

緑の都市宣言

緑は、すべての生命の根源であり、
自然の健やかな脈搏そのものである。

人類の生存と繁栄のために、
失われゆく緑を回復し、保全し、発展させ、
かけがえのない自然を守り続けたいと願う。

この願いをこめて

私たちすべての市民は、
うるわしい自然を今に伝える誇り高き“森の都金沢”を
永遠の緑のまちにすることを宣言する。

(昭和 49 年 6 月 12 日議決)

緑の効果

- 1 地球温暖化の防止
 - 二酸化炭素(CO₂)の減少
 - まちなかの異常な気象変化の調整
- 2 緑豊かな環境の形成
 - 公害の防止、小動物の生態生育
- 3 生活環境の整備
 - やすらぎと安心が感じられる生活、地域の景観向上
- 4 防災機能の整備
 - 災害防止(火災延焼防止、防風等)、交通安全の確保

緑化事業助成のご案内



公益財団法人 金沢まちづくり財団

～ “緑化事業助成”とは～

この制度は、金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例に基づき、緑豊かな環境を守り、育むまちづくりの推進に寄与することを目的に助成するものです

1 緑のまちづくり協定締結団体に対する緑化事業

- 協定対象 …… 町会、1商店街など
- 助成 …… 1年度につき1回の助成です。
………… 協定に係る緑化事業費の3分の1に相当する額
(協定期間中の当該額の合計は50万円以下)を助成します。

この助成は、金沢市長と「緑のまちづくり協定」を締結した団体が対象です。
※協定については、緑と花の課 (TEL 220-2358) へお問い合わせ下さい。

2 事業所等の緑化事業

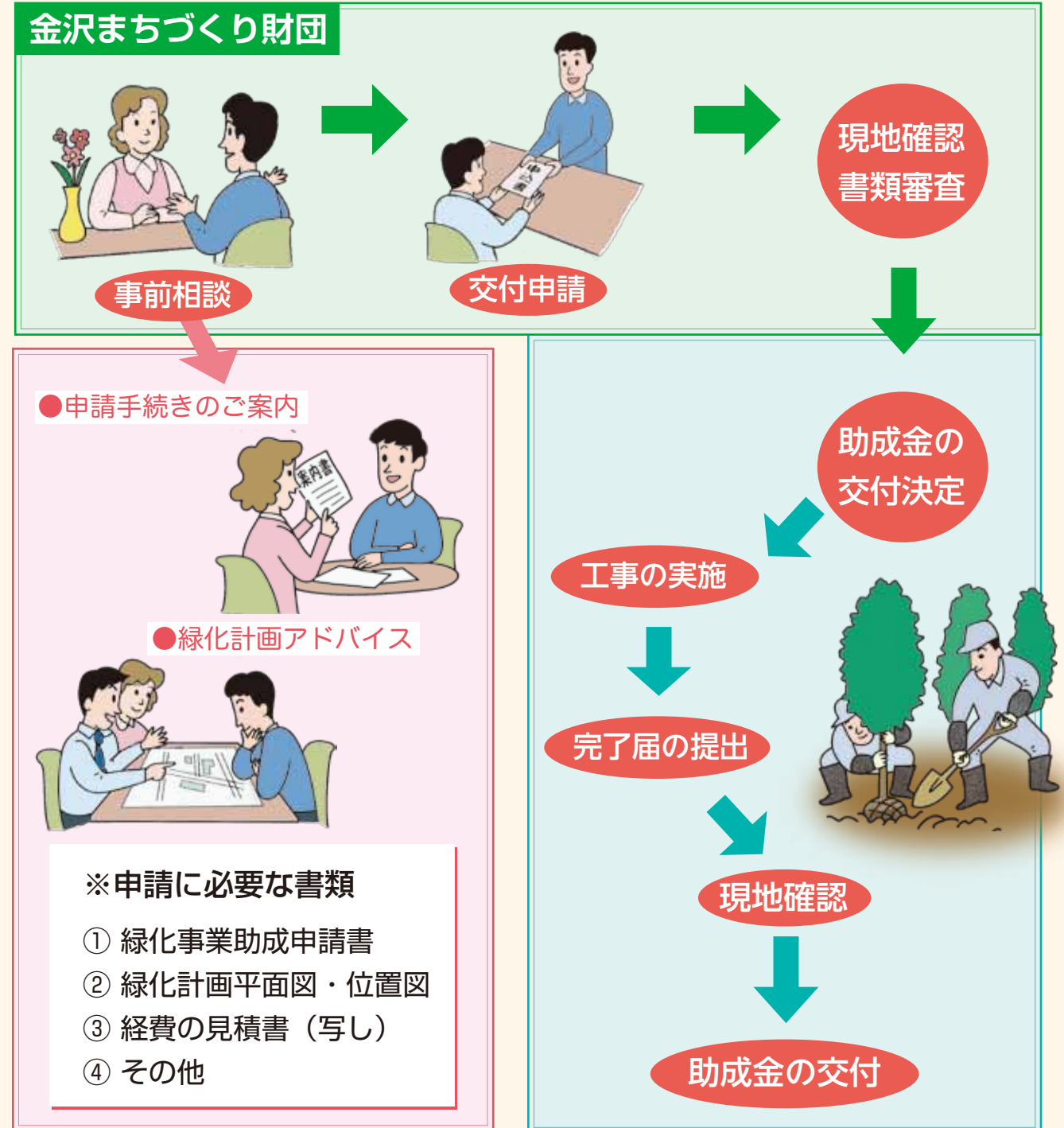
- 対象 …… 事務所、店舗、工場など敷地面積が500㎡以上の管理者
- 助成 …… 1年度につき1回の助成です。
………… 1敷地につき1回の助成を限度とします。ただし、
前回交付から5年以上経過している場合を除きます。
………… 樹木を主体とする植栽に係る工事費の3分の1に相当する額
(この額が50万円を超えるときは50万円)を助成します。

3 公益施設等の緑化事業

- 対象 …… 私立の社会福祉施設、幼稚園、小・中・高校、大学、学校法人の設置する学校、公民館などの地域施設および境内地等の管理者
- 助成 …… 1年度につき1回の助成です。
………… 1敷地につき1回の助成を限度とします。ただし、
前回交付から5年以上経過している場合を除きます。
………… 樹木を主体とする植栽に係る工事費の10分の7に相当する額
(この額が50万円を超える時は50万円)を助成します。

● 手続きの流れ

(事前相談を必ずお願い致します)



ご相談・お問い合わせは

公益財団法人 金沢まちづくり財団

〒920-0852 金沢市此花町3番2号ライブ1ビル

TEL (076)220-2581 FAX (076)220-2583